

## 頑張る中小事業者月次支援金の継続実施に係る 補正予算の専決処分について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により売上が減少した県内の中小企業等を支援するため、地方自治法 180 条第 1 項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行いました。

### 1 事業概要

対象期間	令和 3 年 8 月及び 9 月 ※営業時間短縮要請が 8 月 31 日よりも前に早期解除された場合は、9 月分は対象外
対象事業者	・ 県内に本社・本店のある中小事業者 ※広島県感染拡大防止協力支援金（令和 3 年度第 4 期）対象者を除く
給付要件	ア 飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受け、対象月の月間売上が、2019 年又は 2020 年の同月比で 30%以上減少していること。 イ 中小企業基本法で定義する県内の中小企業（個人事業主含む）であること等
支給額	・ 中小法人 : 上限 20 万円/月 ・ 個人事業者 : 上限 10 万円/月 ※2019 年または 2020 年の対象月の売上一2021 年の対象月の売上から算出

※ 財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

2 専決処分の額 3,104,000 千円

3 専決処分日 令和 3 年 7 月 30 日